

○高松市塩江温泉水給水施設条例

平成17年9月22日

条例第96号

改正 平成25年12月25日条例第90号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成31年3月28日条例第52号

高松市塩江温泉水給水施設条例

(目的)

第1条 この条例は、温泉水の給水施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、観光の振興及び市民福祉の向上を図り、あわせて地下資源の保護に資することを目的とする。

(設置)

第2条 観光の振興及び市民福祉の向上を図るため、給水施設を設置する。

2 給水施設の名称及び所在は、次のとおりとする。

名称	所在
高松市塩江温泉水給水施設	高松市塩江町上西甲、塩江町上西乙及び塩江町安原上東地内

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水施設 温泉井、水中ポンプ、貯水タンク、配水管、量水器及びこれらの施設又は設備を補完するために設けられる施設及び設備の総体をいう。
- (2) 受水設備 給水施設の配水管から分岐して設置される分管及びこれに接続する受水槽並びにこれらに附属する設備をいう。
- (3) 給水 給水施設の温泉井においてゆう出する鉱泉水（以下「温泉水」という。）を供給することをいう。
- (4) 給水の利用者 次条第1項の許可を受けて給水を受ける者をいう。

(給水の許可)

第4条 給水を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、規則で定める要件を満たす者でなければならない。

(公募)

第5条 市長は、規則で定める事項を公表し、給水を受けようとする者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上必要があると認めるときは、同項の規定による公募をしないことができる。

(給水の利用予定者の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による公募をした場合においては、給水の申込みをした者のうちから公開の抽選により給水の利用予定者を決定するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により公募をしない場合においては、給水の申込みをした者を給水の利用予定者として決定するものとする。

(許可の手続)

第7条 前条の規定により給水の利用予定者として決定された者は、利用許可の申請手続を行い、利用許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請手続をした者が第4条第2項の要件を満たしていると認めるときは、利用許可をするものとする。

3 市長は、給水施設の管理上必要があると認めるときは、前項の利用許可に条件を付することができる。

(工事の施行)

第8条 受水設備の新設、増設、改造又は撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

3 工事を施行する者は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事の完了後に市長が行う検査を受けなければならない。

4 工事に要する費用は、工事の申込者の負担とする。

(給水を受ける権利の譲渡の制限)

第9条 給水を受ける権利を譲渡しようとするときは、給水の利用者及びその者から当該権利の譲渡を受けようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 第4条第2項及び第7条第2項は前項の給水の権利の譲渡を受けようとする者について、同条第3項の規定は前項の承認について準用する。

(濫用等の禁止)

第10条 給水の利用者は、給水を濫用し、又は他人に分与し、若しくは販売してはならない。

(受水設備の管理義務)

第11条 給水の利用者は、受水設備の使用については、善良な管理者としての注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

(給水の利用者の届出)

第12条 給水の利用者は、温泉水の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した温泉水の使用を再開しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 給水の利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき。
- (2) 給水施設が損傷したとき。
- (3) 給水に異状があると認められるとき。

(給水の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止し、又は温泉水の供給時間を制限することができる。

- (1) 温泉水の供給量に不足が生じたとき。
- (2) 源泉及び給水施設の損傷により維持修繕を必要とするとき。
- (3) その他公益上やむを得ない事情があると認めるとき。

2 前項の規定による給水の停止又は温泉水の供給時間の制限のため損害を生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(料金の徴収)

第14条 温泉水の料金（以下「料金」という。）は、給水の利用者から徴収する。

(料金)

第15条 料金は、使用水量の1立方メートルまでごとに960円とする。

(料金の算定)

第16条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が2か月ごとに定めた日をいう。）に、量水器による使用水量の計量（次項において単に「計量」という。）をし、算定する。

2 市長は、やむを得ない理由があるときは、前項の定例日以外の日に計量をし、料金を算定することができる。

(使用水量の認定)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) 量水器に異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

(減免)

第18条 市長は、公益上必要があると認めるときは、料金を減免することができる。

(給水の停止)

第19条 市長は、給水の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定め、給水を停止することができる。

- (1) 第10条の規定に違反して、給水を濫用し、又は他人に分与し、若しくは販売したとき。
- (2) 料金を指定期限までに納入しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反したとき。

(審議会の設置)

第20条 温泉水の給水に関する重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、高松市塩江温泉水審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条第1項の承認を受けないで、受水設備の新設、増設、改造又は撤去をした者
- (2) 正当な理由なく、第16条の規定による計量を拒み、又は妨げた者
- (3) 料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第23条 詐欺その他不正の行為により料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年9月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 塩江町の編入の日（以下「編入日」という。）前に塩江町有温泉水の分譲に関する条例（昭和51年塩江町条例第21号）及び同条例第3条第1項の分譲要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為並びに温泉水の使用につき塩江町使用料及び手数料条例（昭和31年塩江町条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 編入日前から引き続く温泉水の使用につき編入日から編入日以後の最初の第16条の規定によ

る計量が行われるまでの間の給水に係る料金については、この条例の規定にかかわらず、塩江町有温泉水の分譲に関する条例及び塩江町使用料及び手数料条例の例による。

附 則（平成25年12月25日条例第90号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第52号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。